

1. 指名停止対象業者

新明和工業株式会社（兵庫県宝塚市）

2. 指名停止期間

令和7年7月11日～令和7年9月24日（2.5か月）

3. 指名停止理由

特定エレベーター方式PS設置工事において、機械式駐車場装置メーカーらで情報交換し、当該工事の供給に関する調整を行い供給価格の低落防止等を図っていた。このことが、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

4. 指名停止措置の根拠

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第6号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止期間は（短期）4か月以上（長期）12か月以内の範囲内で措置することとなるが、下記に該当するため2.5か月とする。

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第2条第2項第3号に該当するため、（短期）4か月に1か月を加算する。

「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」第5条第2項に該当するため、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の1/2に短縮する。